

岡崎市が取り組む水辺空間を活かしたまちづくり

Community Development Integrating Waterfront Use in the City of Okazaki

水循環・まちづくりグループ 研究員 佐伯 博人
 水循環・まちづくりグループ 研究員 恵美 進一
 生態系グループ 研究員 阿部 充
 技術参与 土屋 信行

愛知県岡崎市は西三河地方を代表する都市であり、市内には南北に矢作川、東西に支川の乙川が流れ、豊かな水辺環境を形成している。特に、中心市街地を貫流し矢作川に合流する乙川は、多くの市民に親しまれている岡崎を代表する河川である。

現在、岡崎市では、乙川の水辺空間を活かした「かわまちづくり」に取り組んでいる。この地域は徳川家康公が生まれた岡崎城があり、江戸時代には城下町、宿場町として大いに栄え、近年まで岡崎を代表する繁華街として発展したが、最近は中心市街地の空洞化が指摘されるなど、かつての賑わいを失っている状況であった。岡崎市は観光を産業の柱の一つと捉えて、賑わいのある活気に満ちたまちづくりに取り組んでおり、市の玄関口にあたる乙川周辺地域の魅力を向上させる「かわまちづくり」はその嚆矢となるものである。本稿では、岡崎市を中心市街地のかわまちづくりの進捗状況を紹介する。

キーワード：かわまちづくり、乙川、水辺空間、中心市街地、歴史、文化

Okazaki City, Aichi prefecture, is a representative city in western Mikawa region, with Yahagi River running north-south and its tributary Otsu River flowing east-west, making the city a waterfront-rich environment. Particularly, the Otsu River, after running through the heart of the city, merging with the Yahagi River, is a representative river and well liked by the people in Okazaki.

Currently, Okazaki City is developing its community integrating waterfronts of the Otsu River. This area encompasses Okazaki Castle, in which Shogun Tokugawa Ieyasu was born and the city is well developed as a castle town in the Edo period and also as a post town, it flourished as a busy area in Okazaki. However, most recently, the city is losing its strength it used to show, making the heart of the city hollow. Okazaki is putting tourism as one of their pillars of its industry, trying to bring the strength full of prosperity.

Community development integrating rivers is the heart of such development as the area near Otsu River is the gateway to the city, improving the attractiveness of the area.

This paper will update progress on the community development integrating riverfront in the center of Okazaki City.

Keywords: *community development integrating rivers, the Otsu River, waterfront space, heart of the city, history, culture*

1. はじめに

戦後の高度経済成長期には産業構造の変化や都市化の進展に伴い、河川の水質悪化や舟運の衰退などから河川空間や水辺から人々・国民・市民が水辺から遠ざかる傾向にあった。しかし最近は市街地のにぎわいの復活や自然にふれあう憩いの空間としての水辺の価値の見直しといったニーズが高まり、市民や民間の主導によって河川空間の利活用を進めようとする活動が全国的に見られるようになっている。

国土交通省は、水辺利用を推進する施策を「かわまちづくり制度」として集約・拡充するとともに、河川敷地占用許可準則を逐次改正し、こうした取組みの進展を促すための支援を積極的に行っている。

そのような中で、愛知県岡崎市では、平成25年度から「乙川リバーフロント地区整備事業」と称し、市内中心部を流れる一級河川の乙川の河川空間を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

平成26年4月からは市役所内の関係部局がすべて集まる「岡崎市乙川リバーフロント推進会議」を立ち上げ、基本方針の内容を具体的に検討し、平成26年8月に「乙川リバーフロント地区整備計画」を公表した。

さらに市民や民間の意見を反映するため「乙川リバーフロント推進部会」に拡大して議論を行った。

検討内容を踏まえ、平成26年度内に「社会資本整備総合交付金」および「かわまちづくり」支援制度への計画の提出・申請を行い、平成27年3月には「かわまちづくり」支援制度に登録され、平成27年4月には社会資本整備総合交付金の内定通知を受けた。両制度の活用を推進する過程で、県や国とも意見交換を行い、協力体制が構築された。

本稿では、岡崎城下の乙川リバーフロント地区におけるにぎわい創出に向けた取組みの、その後の経過について紹介する。

2. 背景

2-1 岡崎市および乙川の位置

愛知県岡崎市は、愛知県の中央部、三河山地と岡崎平野の接点に位置する。名古屋市からは約35kmの距離にあり、矢作川の中流～下流部に位置し面積は387.24km²で愛知県内3位、人口は380,822人（2015年3月1日時点）で愛知県内4位となっている。

乙川は、矢作川の左岸側から合流する一級河川であり、旧額田町を合併した現在の岡崎市市域にその流域全体がほぼ含まれている。



図-1 岡崎市および乙川の位置¹⁾

2-2 乙川リバーフロント地区

乙川は巴山に源を発し西向きに流れ矢作川に合流する矢作川の支川であり、乙川リバーフロント地区はこの乙川を挟んで南側に位置する名鉄東岡崎駅周辺、北側に位置する岡崎城跡及び中心市街地を含む周辺地域を対象範囲としている。東岡崎駅は乗降客数も多く市内観光の拠点ともなる箇所であり、乙川リバーフロント地区は、まさに岡崎市の玄関口にあたる。

乙川リバーフロント地区には岡崎城があり、その城下は東海道五十三次の宿場町として繁栄していた。

明治から昭和にかけて、その城下は官庁街および商店街として発展し、戦時中の空襲による焼失からも復興を遂げ、旧国鉄の岡崎駅とも路面電車で接続され賑わっていた。その後1990年代にこの岡崎駅周辺での区画整理事業の開始や大型商業施設の進出によって、中心市街地のにぎわいが衰えがみられる。

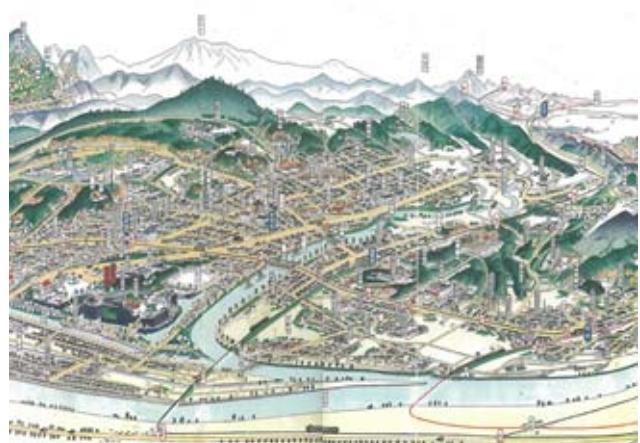


図-2 「産業と観光の岡崎市とその附近」²⁾

2-3 乙川の歴史と水防上の留意点

岡崎市では、乙川リバーフロント地区での水辺を生かした地域のにぎわいを創出するために、堤外地である河川敷・水面等の河川空間・河川施設を利用することを計画している。河川は、流域に降った降雨を集め安全に流下させるという治水の役割が求められており、その河川空間を利用するにあたってはその河川の特性や危険性を十分に理解する必要がある。

乙川は岡崎城下で伊賀川を合流したのち、岡崎市を南北に流下する一級河川矢作川に合流する。乙川は本来、乙川リバーフロント地区の南西部の久後崎地先から南方向の吉良・幡豆地域に流下していた河川であり、14世紀末に河川敷の水田化や明大寺までの舟運を目的として付け替えられた河川である。

明治15年にもこの久後崎付近の堤防が決壊し、下流の町村で43名が亡くなるという洪水災害が発生しており、今ものこの地には慰靈碑が建てられている。

また全国の一級・二級河川については、水防法に則して洪水氾濫によって浸水の危険性がある範囲を「浸水想定区域図」として河川管理者が示している。乙川は水位周知河川に指定されている。

久後切れ

場所は乙川（吉生川）の名鉄本線の少し上流南岸、三嶋切れとも呼ばれます。明治15年（1882年）10月1日この堤防が切れて、下流の幡豆までの村落69ヶ村が水没になりました。この水は昔の川筋に沿って流れたことが予想されます。歩いてみると万有製薬の会社から占部川沿いに、今でもつきり川筋と分かる地形が残っています。

古くから久後崎の地は「流れ久後」と言われ、家を建てるのを避けてきたそうです。又ここは水越堤（越流堤）になっていたそうで、乙川の水位がある程度以上になると水があふれる仕組みになっていたそうです（乙川の下流への水量を減らすために考えられた工法）。

この時の水難者追悼碑は名鉄の久後崎ガード付近から移設されたそうですが、現在碑のある所が堤防の切れたところで、少し前まで池になっていたそうです。そしてその池を埋め尽くす木事務所の資材置場になっていたわけです。この水害で3000haが水没しになり、死者は43名だったそうです。

図-3 「久後切れ」の説明³⁾



写真-1 水難者追悼碑



図-4 乙川で想定される洪水氾濫

乙川リバーフロント地区は、右岸は掘り込み、左岸は堤防区間となっているが、左右岸全区間にわたって沿川は洪水時の浸水被害の危険性が想定されている。

実際、岡崎市では2008年8月の豪雨時には伊賀川で2名が亡くなるという洪水氾濫が発生しており、地球温暖化の影響ともいわれる近年の雨の降り方の激甚化への配慮が必要となっている。この時の豪雨は、比較的狭い範囲（メソスケール）に集中的な豪雨をもたらすもので、昨年鬼怒川の氾濫を起こした線状降水帯も含めて雨の降り方によって乙川でもこれまで想定していなかった洪水が発生する可能性も否定できない。

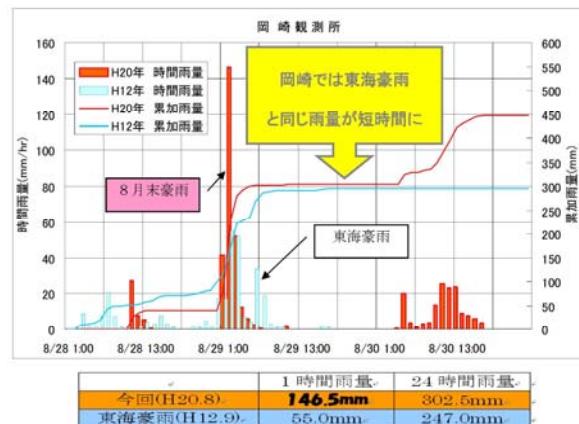


図-5 平成20年8月豪雨時の降雨状況³⁾

3. 取組みの経緯

平成26年3月に愛知県の管理河川としてははじめて「乙川リバーフロント地区かわまちづくり計画」が「かわまちづくり支援制度」に登録された。



写真-2 「かわまちづくり」登録証の受理

この計画を進めていく上で社会资本整備総合交付金の交付認定を受け、平成27年度から都市再生整備計画事業としてのハード事業、およびにぎわいを創出するための民主導の体制の確立を促進するための効果促進事業としてのソフト事業に着手している。

乙川リバーフロント地区のうち、上流の吹矢橋から下流の名鉄鉄橋までの河川区域について「乙川リバーフロント地区(乙川区間)」として整備が先行している。

3-1 乙川リバーフロント地区(乙川区間)のハード整備の状況

この区間に計画されているハード整備は主として、人道橋、船着場・船上揚げ場、階段、高水敷整備(排水対策、園路)、乙川プロムナード(堤防天端景観舗装・照明)などであり、その整備状況は以下のようである。

(1) 人道橋

人道橋は詳細設計を終え工事着手しており、左岸取り付け部および左岸側橋脚の基礎工事を非出水期で施工した。



写真-3 人道橋の左岸取付部の工事状況

(2) 船着場・船上揚げ場

船着場は下流側3ヶ所、船上揚げ場は1ヶ所が施工済みで利用可能である。



図-6 社会資本整備総合交付金の交付申請資料（整備方針概要図）



写真-4 船着場・船上げ場の竣工状況

(3) 高水敷整備、園路、斜路、階段等

殿橋下流の左右岸の高水敷で排水対策および園路、斜路、階段、堤防天端の照明等の施工が済み利用可能である。



写真-5 高水敷・園路・斜路・階段等の竣工状況

3-2 乙川リバーフロント地区のソフト施策の状況

乙川リバーフロント地区では、水辺のにぎわい創出を契機として地区全体の歴史文化遺産を活かした観光産業都市の創造を目指しており、平成27年度から社会资本整備総合交付金の効果促進事業を活用してさまざまな取組みが進められている。すでに着手された事業は次のとおりである。

- ・まちづくり啓発事業
- ・まちづくり講演会
- ・かわまちづくり組織化事業
- ・かわまちづくり発信事業（泰平の祈りプロジェクト）

平成28年度以降で以下の事業を計画している。

- ・かわまちづくり民間連携事業
- ・かわまちづくりマネジメント公募事業
- ・官民連携まちづくり持続化事業

なお以下を効果促進事業として着手している。

- ・モニュメント整備（徳川家康・徳川四天王石像）
- ・橋梁修景照明整備事業（殿橋、明代橋ライトアップ）
- ・木舟運行事業

平成27年度に着手された事業の概要を以下に示す。

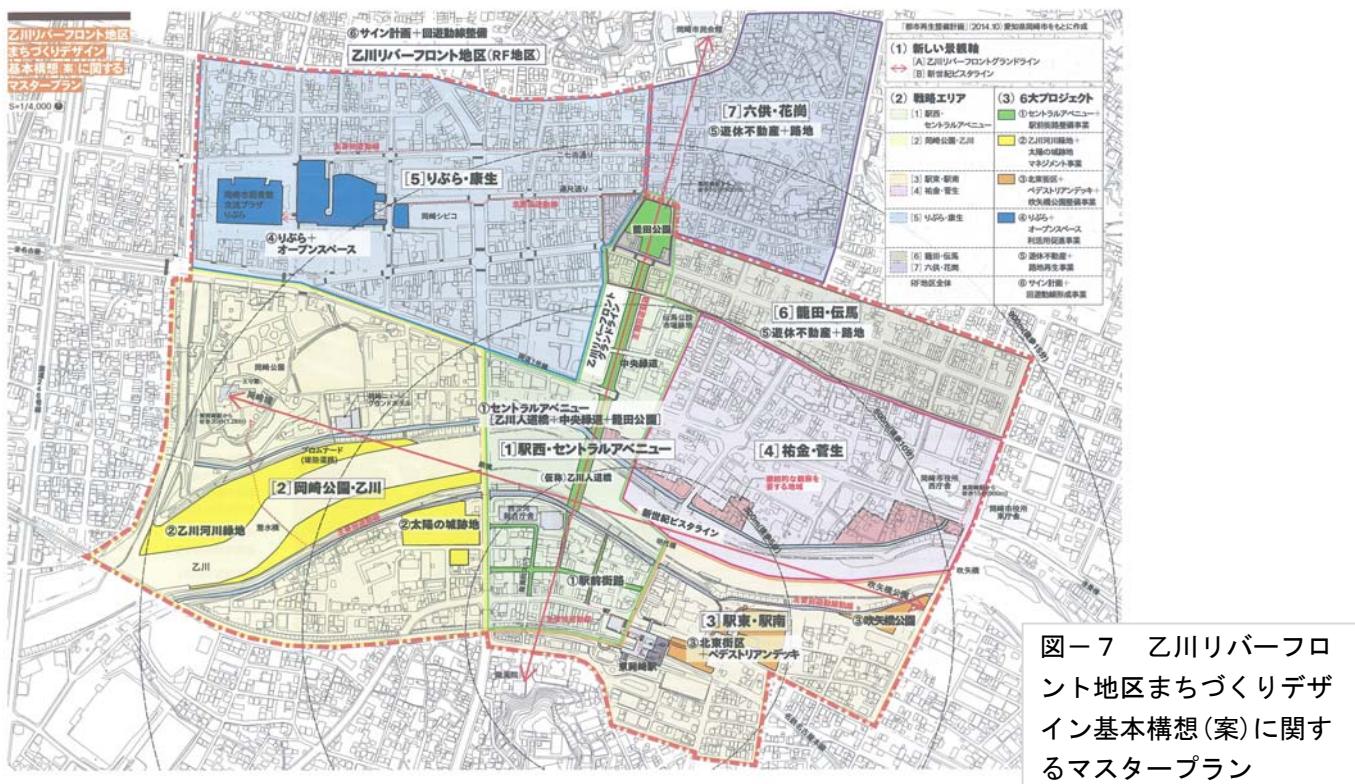


図-7 乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン基本構想(案)に関するマスターplan

(1) まちづくり啓発事業

岡崎市が主導する観光産業都市の創造とコンパクトシティの実現を目指す官民連携プロジェクト「乙川プロジェクト」を推進している。プロジェクトでは、県内外の大学生を中心となり、専門家からの指導と行政・市民からの声を参考とする「岡崎シャレット」の取組みである「中央緑道再生計画」や「太陽の城跡地活用計画」への提案などを考慮し、「乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン基本構想（案）」に関するマスターplan」を策定している。「乙川リバーフロント地区（乙川区間）」でのかわまちづくりに関連した水辺の利用についてもこうした基本構想に準拠した官民連携、民主導としての取組みとして位置づけられている。

(2) かわまちづくり組織化事業

「乙川かわまちづくり地区（乙川区間）」の河川敷地等を活用するにあたっては、河川管理者による「河川占用許可準則」（以下、「準則」という。）の「都市・地域再生等利用区域」の指定・公表の手続きや、具体的な利用の方法については河川占用の申請・許可の手続きが必要となる。こうした手続きを進めるにあたっては地域の理解・賛同が得られる協議会等の組織化が必要であり、すでに平成 26 年度には関係者（行政、地域の関係者、河川管理者等）が参加する「乙川リバーフロント協議会」が立ち上がっている。平成 27 年度はこの仕組みを核としてより具体的な検討・調整を進め、乙川リバーフロント地区（乙川区間）について、平成 27 年 11 月 26 日付で河川管理者である愛知県より「都市・地域再生等利用区域」に指定され、正式に公表された。

(3) かわまちづくり発信事業

市民の川は危険な場所といった先入観を払拭し、民主導の持続可能なまちづくりとして乙川の河川空間の利活用を推進するため、かわまちづくり支援制度を利用した「泰平の祈りプロジェクト」を実施することで、積極的に市内外へ情報発信し、愛知県の管理河川として初めての取組みとして実施（H27. 12. 26）した。

プロジェクトは、「乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会」が主催し、多くの来場者があり、青く光る LED 電球（3 万個）を水面に放流する（一部は来場者が有料で放流）ことで初冬・夜間の水辺空間を演出し、移動販売車等による地元グルメの販売等は盛況となり、河川敷地占用準則の特例措置に適応する事業を実施し水辺のにぎわいの創出の第 1 歩は成功裡に開始されている。

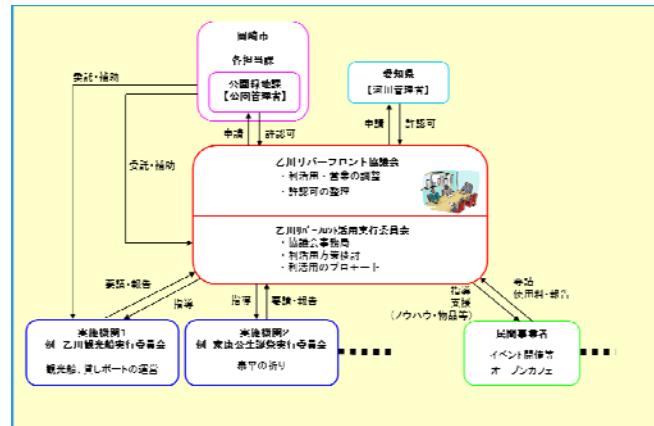


写真－6 「泰平の祈り」プロジェクト 夜景

4. 検討内容

4-1 事業スキーム

平成 26 年度に乙川リバーフロント協議会を立ち上げた時点では、下図に示すように水辺利活用の実質的な推進主体として、民間を中心とする協議会・実行委員会の組成を検討していた。



図－8 乙川かわまちづくり推進体制（当初）

平成 27 年度は、準則の特例措置の適用および占用を実際に許可していく上で懸念されることに配慮し、協議会・活用実行委員会を次図のような関係としてすることで関係者の了解が得られ、「都市・地域再生等利用区域の指定・公表、および協議会主催による「泰平の祈り」を実施するための占用が許可され、乙川リバーフロント地区のかわまちづくりおよび水辺空間のにぎわいの創出の端緒につくことができた。

なお河川管理者である愛知県は、準則第二十二の 5 項に対応した準則の特例措置のための地域の合意を図るために新たに組成した「乙川リバーフロント河川敷地利用調整協議会」にメンバーとして参加し、「乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会」（平成

27年度の名称変更)にはオブザーバーとして参加している。

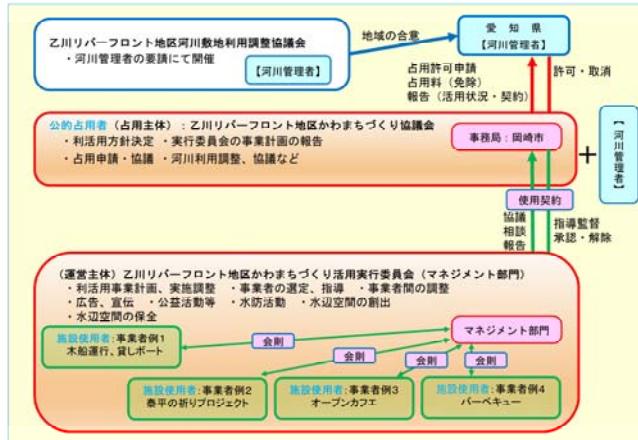


図-9 乙川かわまちづくり推進体制スキーム図

4-2 都市・地域再生等利用区域の指定・公表

前項に示した事業スキームにより準則による都市・地域再生等利用区域の指定に関する要望書を協議会より河川管理者に提出し、前述のとおり愛知県によって指定および公表された。

愛知県による指定の内容については次図(一部省略)に示してあるが、準則第二十二条の2項の「都市・再生等占用主体」は、「乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会 事務局 岡崎市 代表者 岡崎市長」となっており、洪水河川(水位周知河川)である乙川における占用主体としては、現状では河川管理者として許容できる範囲として調整された結果であり、今後協議会及び活用実行委員会の活動の実績を積み重ねることが協議会の各構成員としても期待している。

この準則の特例措置に則した最初の活動として乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会主催による「泰平の祈りプロジェクト」では多くの来場者があり盛況であったが、民間主導・市民主導による水辺のにぎわい創出を目指して「乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会(仮称)」としての組織化および活動が開始されている。

平成27年11月26日
河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について
河川管理者 愛知県知事 大村秀章

河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達。以下「準則」という。)第二十二条第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定するとともに都市再生及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占用主体(以下「都市・地域再生等占用主体」という。)を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川矢作川水系乙川の河川区域のうち市道明大寺吹矢橋線(吹矢橋)から名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁までの別図に示す範囲

2 指定月日

平成27年11月26日

第2 都市・地域再生等占用方針

1 占用の許可を受けることができる施設

(1) 広場

(2) 歩道

(3) 船着場

(4) 船舶係留施設(係留桟、係留杭)

(5) 船舶上下架施設(斜路を含む)

(6) 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、仮置き型照明施設、仮置き型音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶等の調整・修繕等のための仮設施設

(7) 船上食事施設

(8) 多目的のフロート施設、通路橋、エアーアーチ

(9) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす(6)に掲げる施設を含む。)

2 占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針

(占用の目的と主体)

(1) 一級河川矢作川水系乙川の河川区域のうち、都市・地域再生等利用区域として指定された範囲内において、地域活性化に資する川を活かしたまちづくりのためのかわまちづくり事業など、都市及び地域の再生等に資する目的で適正に河川敷地を利用する施設について、準則第二十二条第4項第一号に掲げる者のうち準則第六第一号に掲げる者が占用の許可を受けるものとする。

(許可を受けることができる施設の要件)

(2) 許可を受けることができる施設は、以下の要件を満たしたものとする。
(ア～オ 省略)

(許可手続)

(3) 占用許可を受けるときには、占用しようとする施設の構造、施工方法、利用計画、占用施設を使用する者の概要等について具体的に示すものとする。

(河川敷地の利用の優先)

(4) 河川敷地の利用は、公共性の高いものを優先させるものとする。
(事業者の施設使用)

(5) 準則第二十三条の占用の許可を受けた第二十二条第4項第一号に掲げる者(以下「公的占有者」という。)は、当該許可に係る占用施設を営業活動を行う事業者等(以下「施設使用者」という。)に使用(準則第二十二条第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下同じ。)をさせることができるものとする。

(施設を使用させるときの条件)

(6) 施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を公的占有者へ付すこととする。

(ア～キ 省略)

(使用契約の内容)

(7) 公的占有者は、使用契約を締結するときは、以下の事項を含んだ契約の内容とするものとする。
(ア～シ 省略)

(使用契約の条件)

(8) 公的占有者は使用契約に、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
(ア～E 省略)

(緊急報告)

(9) 洪水、暴風雨、地震、その他緊急時において、施設使用者又は公的占有者が、自ら、施設及び河川の利用者の安全確保に係る措置並びに河川構造を保全するための措置を実施したときは、公的占有者は速やかに河川管理者へ報告し、必要に応じて指示を受けること

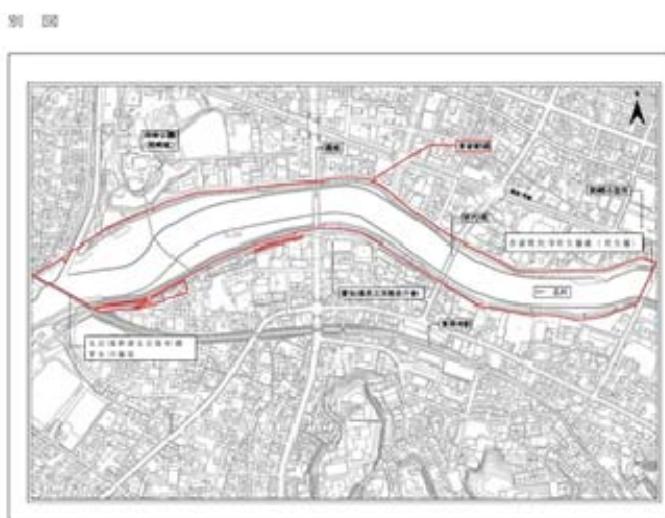
(許可期間)

(10) 許可の期間は10年以内とする。

第3 都市・地域再生等占用主体

乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会 事務局 岡崎市 代表者 岡崎市長

図-10 都市・地域再生等利用区域の指定・公表



図－11 都市・地域再生等利用区域図

市中心市街地における水辺を活かしたまちづくり, リバーフロント研究所報告 (2014)

- 6) 阿部充, 土屋信行, 野仲典理, 酒井宏, 小野寺翔 : 岡崎市が取り組む水辺空間を活かしたまちづくり, リバーフロント研究所報告 (2015)

5. 今後の課題

平成 28 年となり岡崎市のまちづくり団体等を中心となって「乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会(仮称)」の活動が開始されて、平成 29 年度事業として準則における都市・地域再生等利用区域である乙川リバーフロント地区(乙川地区)で様々な事業活動を希望する個人・団体の公募が進められている。今後は民の発意と行動力を重視しつつ、本実行委員会が準則第二十五による「占用施設を利用して営業活動を行う事業者等」としてその活動の実績を積み重ねることと、乙川リバーフロント地区全体での地域再生の取組みと融合させていくことで、乙川周辺の水辺空間の魅力がさらにまし、まちのにぎわいが創出・拡大されることが期待される。

<参考文献>

- 1) 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所ホームページ : 流域案内
<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/aramashii/yahagigawa/index.html>
- 2) 「古地図で楽しむ三河」, 風媒社 (2016)
- 3) 消防防災博物館ホームページ : (災害レポート
 岩手・宮城内陸地震 平成 20 年 8 月豪雨編)
http://www.bousaihaku.com/bousai_img/data/iwate2-3.pdf
- 4) 総務省消防庁ホームページ : (全国災害伝承情報
 添付資料 洪水 (三島切れ))
http://www.fdma.go.jp/html/life/saigai_densyo/01/23_23202_1_4.pdf
- 5) 阿部充, 土屋信行, 野仲典理, 西嶋貴彦 : 岡崎